

## 建設工事に関する低入札価格調査制度等の改正について

平成21年6月1日以降に **入札手続きに着手する** 工事から、以下のとおり低入札価格調査制度等の取扱いを改めることとしました。

なお、個別の工事案件が、新旧どちらの基準による取り扱いかについては、各発注機関にお問い合わせください。

入札手続きに着手するとは、各発注機関の「入札参加資格委員会」に付議すること等を指しますが、当該工事が新基準の適用を受けるか否かについては、発注機関にお問い合わせください。

### 改正の目的

ダンピング受注に伴う工事品質の低下や下請業者へのしわ寄せ等が懸念されるため、その対策として、また、ダンピング受注の排除により、建設業が地域雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、適正価格での契約を推進するため改正を行うものです。

### 改正の内容

#### 低入札調査基準価格の改正

国土交通省において、平成21年4月3日に「低入札価格調査基準」の改正がなされ、これを受けて、中央公契連において、平成21年4月10日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(中央公契連モデル)」が改正されました。

これを踏まえて、本県においても基準価格の改正を行うものです。

また、「建築一式」「電気」「電気通信」「管」等工事について、工事の実態に合わせ算出式の見直しもあわせて行いました。

#### 改正前

基準価格  
(直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 60% + 一般管理費 × 30%) × 1.05

基準価格の範囲  
予定価格の 2/3 ~ 8.5/10 の範囲内



#### 改正後

基準価格  
(直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費 × 30%) × 1.05

ただし、以下の工種については下表のとおりとする。

「建築一式」、営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート(解体工事に限る。)」

基準価格 =  
(直接工事費 × 9/10 × 95% + 共通仮設費 × 90% + (直接工事費 × 1/10 + 現場管理費) × 70% + 一般管理費 × 30%) × 1.05

営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

基準価格 =  
(機器費 × 83% + 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費 × 30%) × 1.05

基準価格の範囲  
予定価格の 7/10 ~ 9/10 の範囲内

## 失格判断基準の改正

中央公契連モデルの改正に伴い、失格判断基準の算出式を改正するとともに、「建築一式」「電気」「電気通信」「管」等工事について、工事の実態に合わせ算出式の見直しを行いました。

### 改正前

土木系 5 工事〔「土木一式」「とび・土工・コンクリート」(解体工事を除く。)]「ほ装」「塗装」及び「造園」並びに鋼構造物工事については、次に該当する価格で入札を行った場合を無効とする。  
入札書記載金額 < 設計書における ( 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 60% )

ただし、上記で得た額が、  
失格判断基準価格 > 入札書比較価格 × 8.5/10 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格 × 8.5/10 とする。

失格判断基準価格 < 入札書比較価格 × 2/3 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格 × 2/3 とする。

上記工種以外は、  
( 直接工事費 ) × 75% -----  
( 共通仮設費 ) × 70% } 合計額  
( 現場管理費 ) × 60%  
( 一般管理費 ) × 30%

または のいずれかを下回った場合は無効とする。

### 改正後

次に該当する価格で入札を行った場合を無効とする。  
入札書記載金額 < 設計書における ( 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% )  
ただし、以下の工種については下表のとおりとする。

「建築一式」、営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート ( 解体工事をにに限る。 ) 」

入札書記載金額 < 設計書における ( 直接工事費 × 9/10 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% )

営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

入札書記載金額 < 設計書における ( 機器費 × 75% + 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% )

上記で得た額が、

失格判断基準価格 > 入札書比較価格 × 9/10 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格 × 9/10 とする。

失格判断基準価格 < 入札書比較価格 × 7/10 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格 × 7/10 とする。

## 最低制限価格制度の改正

最低制限価格制度については、予定価格 1 億円未満の一部工種に限って導入していましたが、今回の改正で原則 1 億円未満の全ての建設工事について適用することとします。

総合評価落札方式による入札など一部の工事については、予定価格が 1 億円未満でも低入札価格調査制度が適用される場合があります。

### 改正前

適用工種：  
予定価格 1 億円未満の土木系の 5 工事 ( 「土木一式」「とび・土工・コンクリート ( 解体工事を除く ) 」 「ほ装」「塗装」及び「造園」) 並びに鋼構造物工事に適用  
算出方法：基準価格に同じ  
範囲：予定価格の 2/3 から 8.5/10

### 改正後

適用工種：原則、予定価格 1 億円未満の全ての工事に適用  
算出方法：基準価格に同じ  
範囲：予定価格の 7/10 から 9/10